

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
に関する意見募集の結果について

平成26年8月26日
文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」策定に向け、下記要領にて意見募集をいたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙の通りです。御協力ありがとうございました。

1. 実施概要

(1) 意見募集期間

平成26年7月3日（木）～平成26年8月1日（金）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方式

FAX、電子メール、郵送

2. 到達件数等

到達件数：445件

御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

3. 本件に関するお問い合わせ先

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室

TEL：03－5253－4111（内線：3885）

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

※御意見の全体像がわかるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

※具体的な御意見(例)に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
(1)代表的な御意見		
1	(研究者や研究機関の負担を過度に増やすことにより、結果として研究活動が停滞・衰退するようなことがあってはならない。) ・研究者が締め付けられて研究が嫌になってしまうような環境にはしないように配慮していただきたく思います。 ・本ガイドラインの公表により、研究者自身の積極的な研究活動が萎縮することのないよう、適正な研究活動の重要性をさらに強調するようにしていただきたいです。	御指摘のとおり、研究者や研究機関の負担を過度に増やすことにより、結果として研究活動が停滞・衰退するようなことがあってはなりません。従前のガイドラインと同様に、今回のガイドラインにおいても、不正行為への対応は、自由な研究活動をより活性化させるためのものである旨を基本姿勢として明記しています。 他方、社会的に大きな影響を及ぼすような不正行為の事案が続いている昨今の状況に鑑みれば、ひとたび事案が発生すると、研究者や研究機関の人的・時間的負担が大きいことも十分認識する必要があります。本ガイドラインにおいては、このような事後の負担を重く受け止め、研究機関を挙げて不正行為を事前に防止することを徹底させることにしており、これらの取組は結果的に研究者や研究機関の負担軽減になるものと考えております。なお、本ガイドラインの運用に当たっては、負担と効果のバランスを考慮し、その最適化を図ってまいります。
2	(不正行為を防ぐためには、懲戒や減給なども含め、さらなる厳罰化が必要) ・不正行為を行った者は速やかに解雇されるべきだと考えます。 ・罰則として給与の返還も組み込むべきだと思います。またさらに、罰金の設定をしても良いのではと考えます。	懲戒や減給などの措置については、研究機関と研究者との雇用契約関係に基づいたものであるため、本ガイドラインで方針を示すことは適切ではなく、各研究機関において、事案ごとに判断されるべきものと考えております。なお、現在でも、研究活動における不正行為を行った研究者については、最長10年間の競争的資金への応募資格の停止措置が取られており、研究を継続して行う上で相当の影響が出る形での措置が取られています。

3	(不正行為、特定不正行為の定義について、研究者倫理に反する行為との関係が不明確、定義が曖昧なので具体化するべき。) ・第3節1(3)に、「二重投稿」がことさらに言及されているが、この部分の記載が何を意味するか、その位置づけが不明確であるために、「二重投稿」が場合によっては「特定不正行為」に含まれるとの解釈もされかねず、運用上の混乱をもたらしかねないと考えます。 ・二重投稿、不適切なオーサーシップ等は、例えば不適切な行為などの別の定義とすべきと考えます。 ・基本的な注意義務の定義付け、及び具体的なケースについて例示を示していただきたい。	御意見を踏まえ、第三節の特定不正行為の定義に係る項目については、「捏造、改ざん及び盗用」に限ることとし、その他の「二重投稿」等については、以下のとおり、第一節で定義することとしました。また、特定不正行為以外の不正行為の範囲については、分野に応じた具体的な検討が必要であるため、現在、日本学術会議に対し、分野に応じた具体的な指針を示すよう、審議を依頼し、検討いただいております。 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方 3 研究活動における不正行為 研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、上記1及び2において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為に他ならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が不正行為に該当する。この他、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為として認識されるようになってきている。こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめの各過程においてなされる可能性がある。 このうち、例えば「二重投稿」については、科学への信頼を致命的に傷つけ「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究者倫理に反する行為として、多くの学協会や学術誌の投稿規程等において禁止されている。このような状況を踏まえ、具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。 なお、新たな研究成果により従来の仮説や研究成果が否定されることは、研究活動の本質でもあって、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。
	・捏造、改ざん、盗用の定義が余りにも抽象的であって、取扱いが極めて難しい。 ・「・・・故意によるものではないことが根拠を持って明らかにされたものは不正行為に当たらない」との記述がありますが、「根拠を持って明らかにされる」かどうかは、不正行為の認定に関わることであり、不正行為そのものの定義としては不適切であります。 ・「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合」の基準がはっきりせず、判断に曖昧さが残ります。より具体的かつ明確に定義した方がよいと思います。	本ガイドラインにおける「捏造、改ざん及び盗用」の定義については、これまでの運用や実態を踏まえ、従前のガイドラインのとおりとしています。なお、但し書き部分については、以下のとおり修正することとしました。また、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務」については、分野に応じた具体的な検討が必要であるため、現在、日本学術会議に対し、分野に応じた具体的な指針を示すよう、審議を依頼し、検討いただいております。 第3節 1 (3) 対象とする不正行為(特定不正行為) 本節で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である(以下「特定不正行為」という。)

4	(研究データの保存・開示について、各研究分野に応じて、保存対象や期間の具体的な例示が必要) ・研究機関の間で、保存すべきデータに関する考え方と取扱い方が大きく異なる場合、研究不正の認定などで、大きな問題が生じることが懸念されます。最低限の基準を提示する必要があります。 ・実験を想定していない研究分野についてもどのような「研究データ」の保存・開示が必要なのか、具体的に挙げる必要があるのではないのでしょうか。	御指摘のとおり、研究データの保存対象や期間については、一定の目安を示すことが必要であると考えていますが、具体的には分野に依る部分が大きいので、現在日本学術会議に対し、分野ごとに保存期間や方法について一定の指針を示すよう、審議を依頼し、検討いただいております。
5	(告発については、顕名を原則とするべきであり、インターネット等の匿名のものは同等に扱うべきではない) ・告発は、原則としてではなく、顕名のみで行うべきである。匿名やネットの掲示板などは、無責任であり、無視すべきだと考えます。 ・いわゆる匿名掲示板などによる記事を不正行為の告発に準じるものとして取り扱うことは、適切ではないと考えます。顕名による告発を原則とし、その告発が悪意によるものである場合に、告発者に懲戒処分がなされうるとしている一方で、匿名掲示板などによる実質的告発者には、それが相手を貶める意図に基づくであっても、何ら処分が下されず、公平性を欠いていると考えます。	匿名の告発については、従前のガイドラインにおいても、顕名に準じた取扱いができることとしており、本ガイドラインにおいても、その方針を踏襲しています。他方、インターネットの発達により、不正行為の疑いに関する指摘が、必ずしも書面等を通じた告発による形式ではない場合も多く想定されるところ、本ガイドラインにおいては、インターネットでの指摘も告発があった場合に準じて取り扱うことができることとしました。なお、御指摘を踏まえ、策定意図を明確化すべく、以下のとおり、修正することとしました。 第3節 3 特定不正行為の告発の受付等 ③ 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(ただし、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを、当該特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関が確認した場合、当該研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
6	(不正行為の調査やその違反に対する措置に関して、各研究機関に任せるべきではない。被告発者の所属する研究機関が調査を実施することで、厳格な調査がなされていないのではないかと。また、国が独立した調査機関を設けて対応してはどうか。) ・調査の公平性を担保するために、調査委員となる外部有識者の中に1～2名、不正調査が行われる場合に専任で担当する人を第三者機関から派遣し、一定の判断水準を維持することをしてはどうでしょうか。 ・研究者や研究機関から独立した第三者的な不正行為に対応する専門の機関を新たに設けるべきだと思います。	本ガイドラインでは、研究機関を挙げて研究活動における不正行為を防止することを基本的な考え方としており、一義的には不正行為の疑いがあるものに対しては当該研究機関が調査を行うことを求めています。その上で、本ガイドラインにおいて調査の手続きを示し、調査委員会には半数以上の外部有識者をいれることとし、調査の公正性を担保しております。

7	(国は研究不正が誘発されるような環境を改善すべき) ・不正行為を誘発するような環境(過剰な成果主義に起因する雇用の不安定化や研究費確保の競争激化など)を改善しない限り、不正行為は根絶するどころか、増加するのではないかと考えます。ガイドラインの整備と同時に悪化する研究環境の改善、具体的には雇用の安定化や継続的な研究費の給付といった方策も行わない限り、研究活動における不正行為を撲滅することは不可能であると考えます。 ・任期付きのポストの運用の仕方によっては、健全な研究推進を阻害してしまいます。また、多様なキャリアパスを整備すること、それぞれのパスがやりがいのものであることなどが重要であると思います。	研究活動における不正行為は、多層的かつ複数の要因によって発生するものと考えますが、今後、不正行為として認定された事案を一覧化して公開することにより、事案の蓄積・分析を行ってまいります。なお、公正な研究活動を行う上で、どのような研究環境が望ましいかという点については、例えば、文部科学省においては、これまでも若手研究者に対する研究環境整備のための各研究機関の取組を支援してきているところでありますが、引き続き、これらの施策を推進するとともに、今後、第五期科学技術基本計画策定の過程等でさらに検討を深めてまいります。
---	---	---

(2) その他御指摘を踏まえ、修正を図る御意見		
8	1節5(2)研究機関の管理責任の項目にある、「複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくこと」については、研究者と研究機関との責任分担があいまいな表現となっている上に、単一の研究機関の責任とすることで研究活動が阻害されることを懸念します。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正することとしました。 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方 5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任 (2)研究機関の管理責任 (略)また、研究者や研究支援人材、学生、外国人といった研究活動を行う人材の多様化、共同研究体制の複雑化が進展していることを踏まえ、研究機関においては、共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化することや、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備(メンターの配置等)を行うことが望ましい。研究機関においては、このような適切な研究体制が確保されるよう、実効的な取組を推進すべきである。
9	(疑惑への説明責任と特定不正行為か否かの認定の関係について) 3節4-3 認定 (2) 特定不正行為への疑惑への説明責任は、被告発者側に課せられた説明責任を規定する部分にもかかわらず、調査委員会側の不正行為の認定に係る規定があるのは不適切であると考えます。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正することとしました。 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査 4-3 認定 (2)特定不正行為の疑惑への説明責任 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。 (3)特定不正行為か否かの認定 ① 調査委員会は、上記(2)により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。 ② 特定不正行為に関する当該証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。 また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害など)により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。 ③ 上記(2)の説明責任の程度及び上記②の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

(3)その他今後のガイドラインの運用に対する御意見・御質問		
10	(倫理教育の標準的なプログラムの作成について) ・「研究倫理教育に関するプログラム」として、ガイドラインはどのような内容や形態、そして時間のものを想定しているのでしょうか。 ・研究倫理教育の標準的なプログラムや教材を早急にお示しいただきたいと思います。 ・共同研究時に、所属機関と共同研究先の機関のプログラムを何度も履修するような事態を避けるため、国は研究倫理教育プログラムの標準的で統一的なプログラムの作成が必要であると思います。 (調査期間の目安について) ・調査機関における規程において、予備調査期間の目安を記載しない、もしくは、例えば30日を超える「上限を原則90日」と定めても、本ガイドライン違反にはならないでしょうか。 ・調査委員会の複数回開催、調査により、時間を要するため、また、委員の半数以上が外部委員で構成されることとなり、日程調整がより困難になるため、150日以内では実質的に対応が難しいので、時間の目安を再検討いただきたいです。 等	今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、改正趣旨等について通知及びQ&A等で周知することとします。
(4)その他、本ガイドラインに限らず、不正行為への対応に関する政策全体への御意見		
11	・本ガイドラインの適用対象は、基本的に文部科学省に関連する研究活動に限られており、不十分だと思います。 ・留学生や外国人研究者へ対応するため、英語によるガイドラインも作成してほしいです。 ・研究活動における不正行為について、プライバシー侵害や利益相反など研究手段が不正ないし倫理的に問題がある研究についても、注意を喚起することが望ましいと考えます。 ・指導的立場の研究者に対する研究倫理教育を最優先に行うべきだと考えます。 ・不正行為の対応に関する適切な専門家を育成すべきと考えます。 等	御意見ありがとうございます。御指摘の点については、今後の政策検討の参考にさせていただきます。